



岡山産業保健推進センター

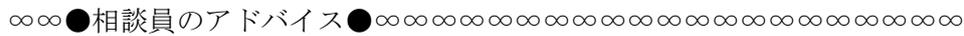
《おかやまさんぽメールマガジン》 第3号 2008年5月1日

発行 岡山産業保健推進センター 所長 石川 紘



1. 相談員のアドバイス 「長時間労働に関して」

2. 新着図書・ビデオの紹介



1. 「長時間労働に関して」

産業医学相談員 村嶋 誠

平成12年最高裁は労災補償を不支給とした原処分を否定する2件の判決を下した。2件とも脳血管疾患で亡くなった自動車運転手に係るものであった。国側が敗訴したことにより翌13年に脳・心臓疾患に関する労災の認定基準が改定された。発症前おおむね6ヶ月間の長期間の過重業務も評価対象となり、さらに長時間の過重労働の要件も具体的な時間で示された。

翌14年の「過重労働による健康障害防止のための（旧）総合対策」では「医師による長時間労働者に対する面接指導」が事業者への指導事項とされたが、平成17年に労働安全衛生法が改正され事業者の義務となり翌18年の「（新）総合対策」で「面接指導」の具体的内容が示された。

「総合対策」の中では「面接指導」が中心的役割を担うと考えている人が

いるかもしれないが、第一の柱は何と言っても労働時間の削減である。

時間外・休日労働は労働基準法第36条に定める労使協定（36協定＝時間外労働に関する協定）の締結・届け出により可能であるが、延長時間に関しては限度時間（限度基準）が定められている。過重労働対策として、この限度時間に適合しているかどうかをチェックすることが肝要である。

「面接指導」において違和感を覚えるのが面接対象者の基準である。事業者の義務となるのは、時間外労働が1ヶ月100時間を越える者であり、努力義務となるのは、2～6ヶ月の平均で1ヶ月当たり80時間をこえる者である。

これは労災認定における過重労働の要件となっている基準でもある。しかし

「面接指導」の結果、「通常勤務可能」、「指導事項なし」などと判定されると長時間労働を続けても差し支えないことになるわけだ。

長時間労働を可能にしているのが36協定における「特別条項」である。

「特別条項」とは、臨時的に限度時間を越えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予測される場合（例えば納期の逼迫、大規模なクレームへの対応など）、必要な事項を協定し届け出れば限度基準を超えて労働させることができるというものである。

このように「面接指導」の対象者は、時間外労働だけに限れば過労死認定基準をみたく長時間労働者なのである。「面接指導」は長時間労働という有害作業に対する不定期な特殊健康診断のようなものであるが、医師にとつ

では偏った責任を負わされているように感じる。「面接指導」は長時間労働を

「やむなく」行った場合の健康管理措置ということになっているが、「やむなく」

とする基準は解釈のしかたによっては相当不明瞭である。

以上のように「面接指導」は長時間労働を免罪することはあっても積極的に抑止することはできないだろう。従って「特別条項付き36協定」の内容は少なくとも過重労働の要件を超えない労働時間にとどめるべきだ。

また「36協定」も1年ごとで締結されるが時間外労働の評価に関しては、1年ごとで区切るのではなく過去1年とするのが適当と考える。

6ヶ月平均で1ヶ月あたり80時間を越える時間外労働は、いうまでもなく6ヶ月で計480時間を越える時間外労働となるわけだが、これでいいのだろうか？

∞∞●新着図書・ビデオ・DVD紹介●∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

★貸出期間は原則1週間（1回5本まで）、無料です。是非ご利用ください。

★教材リスト及び利用方法はホームページの「教材貸出のご案内」をご覧ください。

★初めての方は、利用者カードを作成しますので、申込書もお願いします。

■■■■ビデオ■■■■

【全般】

[21 (01) -234]

飲酒運転根絶宣言 ―企業の取り組み―

(株)教配

[21 (01) -235]

あなたの運転なくて七癖

～事故にひそむ危険要因を探る～

東映(株)

[21 (01) -236] みんなで高める経費削減マインド
①なぜ経費削減をするのか？

[21 (01) -237] みんなで高める経費削減マインド
②経費削減を成功させるためには

[21 (01) -238] みんなで高める経費削減マインド
③目に見えて変わる経費削減のポイント

(株)日本経済新聞出版社

.....

【健康管理関係】

[24 (03) -310] これならできる健康づくりビデオシリーズ
①これならできる食習慣

[24 (03) -311] これならできる健康づくりビデオシリーズ
②これならできる運動習慣

[24 (03) -312] これならできる健康づくりビデオシリーズ
③これならできる禁酒・禁煙

(株)星和ビジネスサポート

.....

【作業管理関係】

[26 (05) -60] 実践！一人KY ～撲滅不安全行動～

(株)プラネックス

[26 (05) -61] ” 労災かくし” 破滅への道 ーある送検事例を追うー

建設安全研究会

[26 (05) -62] 土木工事のリスクアセスメント
災害を防ぐ予防安全とは

株労働調査会

.....

【産業心理学・社旗学関係】

- [27 (06) -95] 人材流出を防ぐ 職場復帰実践マニュアル
(新 職場のメンタルヘルス 4 職場復帰編パート 2)

株自己啓発協会

.....

■■■■D V D■■■■

- [99-19] コーチング・スキル実践講座
「傾聴・承認・質問」
- [99-20] メタボリックシンドローム ―あなたは大丈夫？！
- [99-21] あなたが防ぐ！「情報漏えい」
- [99-22] 和田アキ子の新入社員心得
アッコの仕事は笑って済まされない！
- [99-23] 島田紳助の本番はこれからや！
- [99-24] 仕事・人生の夢を語ろう！
武田鉄矢 新入社員に贈る言葉
- [99-25] 見直そう 仕事の気配り・職場のマナー
～そこが迷惑・失礼・不愉快のもと！
① [職場の一日] 気配り・ケジメをチェック
- [99-26] 見直そう 仕事の気配り・職場のマナー
～そこが迷惑・失礼・不愉快のもと！
② [お客様への対応] 電話・接客をチェック
- [99-27] 職場のメンタルヘルスを考える
心身症―心とからだのケア―

・ 7月17日（木） 14：00～16：00 当センター会議室

「過重労働対策と面接指導について」

講師 道明相談員

・ 7月23日（水） 14：00～16：00 当センター会議室

「産業環境管理」

講師 丸山特別相談員

【労働衛生関係法令研修会】

・ 7月28日（月） 13：30～15：30 当センター会議室

「パート労働者と健康管理」

講師 角南相談員

【労働衛生工学研修会】

・ 7月 9日（水） 13：30～15：30 当センター会議室

「有機溶剤職場の管理ポイント」

講師 高島相談員

■■■ T o p i c s ■■■

～深夜業に従事する皆様へ～

ご存知ですか？

深夜業務の方のために健康診断費の3／4が助成されます。

（上限7,500円）

深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがちです。

疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

※詳しくは、岡山産業保健推進センターへお問い合わせください。

◎今後、研修会の日時会場等に関しては変更になる可能性があります。

変更になった場合は、速やかにご連絡いたします。

◎当センターの研修会、ビデオ、情報等、各種事業に関するご意見、ご要望等をお待ちしております。

次回の第4号は6月2日（月）の配信予定です。

▼編集内容に関するご意見、ご質問などをお寄せください。

▼教材情報・センター情報の詳細確認、利用申込等は下記のホームページURL

からアクセスしてください。

▼Eメールアドレスの変更、配信停止なども下記のメールアドレスへお願

いします。

▼著作権法の規定により、他社の著作物を私的な目的以外で複製することは

禁止されていますので、必ず守ってください。

▼当メールマガジンは、リンク先サイトの内容やプライバシーについて、

責任を負うものではありません。

利用者自身の責任においてご利用ください。

▼このメールは配信専用メールアドレスから配信されています。

このまま返信していただいてもお答えできませんので、

必ず info@okayama-sanpo.jp へご返信ください。

▼バックナンバーはホームページの「メールレターを配信しています！」

に掲載しております。

-

独立行政法人 労働者健康福祉機構岡山産業保健推進センター

〒700-0907 岡山県岡山市下石井 1-1-3 日本生命岡山第2ビル新館6F

TEL 086-212-1222

FAX 086-212-1223

HP : <http://www.okayama-sanpo.jp/>

E-mail : info@okayama-sanpo.jp

*-**